

**安 価 簡 便** 商工会議所の

# サイバーセキュリティ お助け隊 サービス



大阪商工会議所 経営情報センター  
2021年3月

# 中小企業にどれくらい攻撃が？

## ①中小企業30社中30社(100%)で攻撃を観測！

大阪商工会議所・神戸大学・東京海上日動2018年度共同研究  
(大阪府内の様々な業種・規模の中小企業30社で数か月間調査)



## ②攻撃を受けていた中小企業では

**1社あたり平均、月56件の「外→内」の攻撃**

**1社あたり平均、月 4件の「内→外」の不審通信**

大阪商工会議所 2019年度サイバーセキュリティお助け隊実証事業  
(京阪神の様々な業種・規模の中小企業112社で数か月間調査)



# 中小企業にどんな攻撃が？

- ①外部の不正サイトと通信していた！
- ②外部（外国）からPCをリモート操作されていた！
- ③暗号化通信を解読できる状態にされていた！
- ④データを暗号化（損壊）された（ランサムウェア）！
- ⑤ウイルス感染Wordファイルを送信・受信した！（Emotet等）

# ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、 運用規定や安全策が不十分なままテレワークが急増

## 警視庁「前例のない危険な状況」



大阪商工会議所 2020年6月「中小企業のテレワークについての緊急アンケート調査」(407社)

- ・テレワークの運用規程を(殆ど)整備しないまま導入…テレワーク実施企業の47%
- ・テレワークの導入課題……………「セキュリティ」が1位で導入企業の50%

# 中小企業企業が被害を受けると？

- ①情報流出 → 信用失墜・取引停止！
- ②ウイルス伝播に加担 → 損害賠償・取引停止！
- ③被害範囲の検証、損壊データの復旧、過剰な再発防止策



取引先のサイバー攻撃被害が、自社にも被害を与えた場合、その取引先に採り得る対処

損害賠償請求	55社(47%)
取引停止	34社(29%)

※2019年5月 大阪商工会議所調べ  
(対象:大/中堅企業118社)

# なぜ商工会議所が？

- ①サイバー対策は、もはや、エチケット。そしてBCPに不可欠
- ②中小企業向けに特化したセキュリティサービスが少ない
- ③サプライチェーンを守る地域支援体制の構築が不可欠
- ④公的団体である商工会議所は特定ベンダーを推奨しにくい
- ⑤全国の商工会議所・商工会のネットワークを通じて提供可

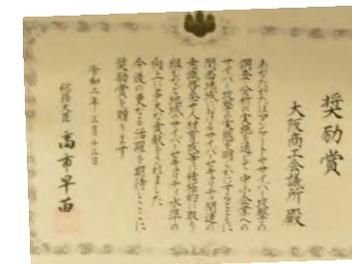
## ⑥大阪商工会議所と、大手損保企業、大手IT企業、ITに強いコールセンター、地域IT事業者が**タイアップ**



## ⑦経済産業省・IPAの**実証**事業(2019年)を通じて事業化

## ⑧大阪商工会議所はここ数年の中小企業へのサイバー攻撃対策支援が評価され

**「サイバーセキュリティに関する  
総務大臣奨励賞」を受賞！ (2020年3月)**



# どんなサービス？

## パッケージ化

- ①サイバー攻撃には色々な種類がある！
- ②攻撃の種別ごとに対策を個別に購入・運用するのは大変！

- 👉 UTMをベースに**オールインワン**！
- 👉 支払先も1本で経理も楽！

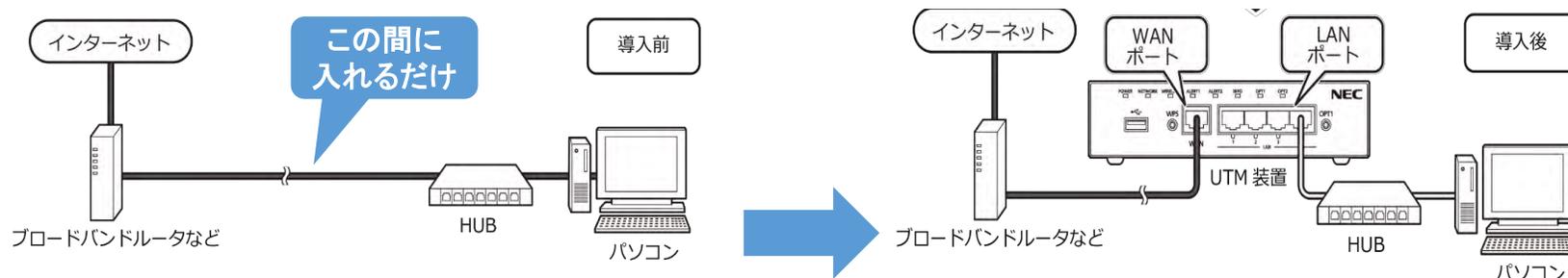


# カンタン

③ 申込はWeb から3分！ 出発点でつまづかない

④ 設置も初期設定も簡単！ 専任担当者不要

【2019年度実証】  
7割の中小企業が自力設置  
設置の平均時間は約20分



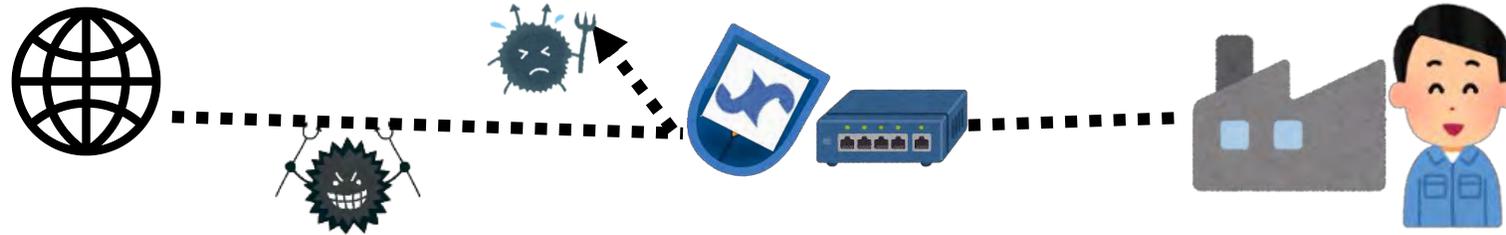
⑤ 小型！ 狭いところにも置ける

⑥ だから、宅配便でお届けできる！ 価格を安く抑えられる

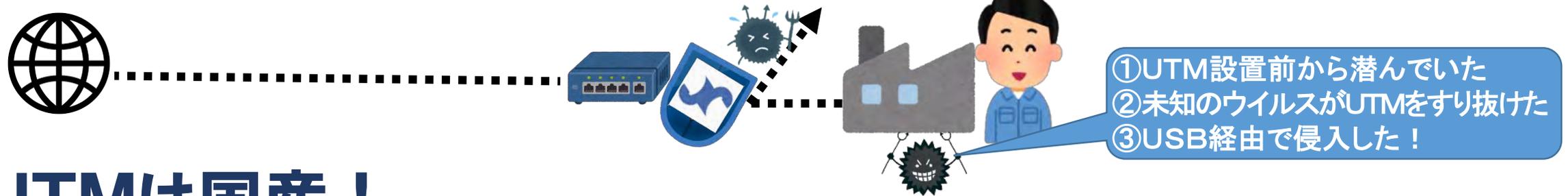
⑦ UTMは設置後は置いとくだけ！ 更新(最新化)も自動

# 安全・安心

⑧ **攻撃の被害化**を防止・低減（「外」→「内」をブロック）



⑨ **被害の実害化**を防止・最小化（「内」→「外」をブロック）



⑩ **UTMは国産！**

# 低コスト・低リスク

- ⑪いずれかの商工会議所・商工会の会員：**月6,600円(税込)**  
非会員：月8,250円(税込)

👉 **パッケージ化された料金！明朗会計！**  
**オプション料金なし！UTM自力設置できない場合のみ**  
**「お助け実働隊」が一律16,500円(税込)で訪問設置**

- ⑫UTMは「**買い取り**」でなく「**レンタル**」

👉 **初期費用なし、不適合リスク最小限、陳腐化リスク回避**

# 副作用は最小限

⑬UTMをつけると、通信が遅くなりますよねえ？

☞ 小型・安価なのにスループットは本格派

⑭うちは、PCの台数多いんで、、、やっぱり遅くなるでしょ？

☞ 目安としてPC100台までは対応可

⑮必要な通信まで止めてしまうのでは？

☞ 通信自体の遮断は最小限(メール自体は止めません)

# ご提供できる価値

## ①⑥生産性の低下防止！ ➡ **事業継続力の向上**

「ISMS(ISO27001)」「NIST SP800-171」よりはハードル低い？ ➡ UTM装着するだけ！  
「プライバシーマーク」「Security Action」よりは即効性あり？ ➡ 装着後「お守り」開始！

## ①⑦本サービス導入を対外アピール！ ➡ **社会的信用の向上**



# どんな機能？

## お守り・見守り

- ① **ウイルス**(外→内、内→外とも)を検知・無害化(AV)
- ② **不正通信**(外→内、内→外とも)を検知・遮断(IPS)
- ③ **危険サイト**アクセスを検知・遮断
- ④ **業務外サイト**アクセスを検知(業務で必要な場合もあるので遮断はしません)
- ⑤ **アプリ動作**を検知(業務で必要な場合もあるので遮断はしません)
- ⑥ **24H365D遠隔監視**しています



# 相談窓口

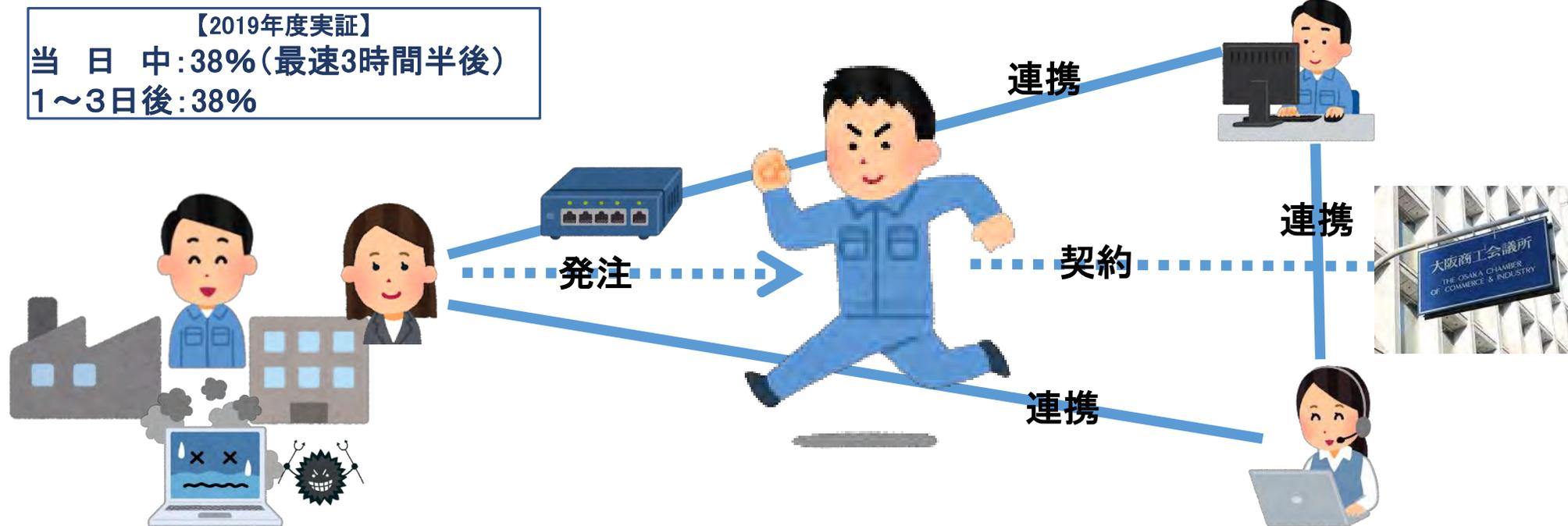
⑨専用窓口にて、**メールor電話**で、相談できます！

例：UTMの設置場所、設置方法、初期設定方法など  
「お知らせ」メールに関する問合せ、対処方法詳細、  
お助け実働隊地域IT事業者のリスト提供



# 駆け付け

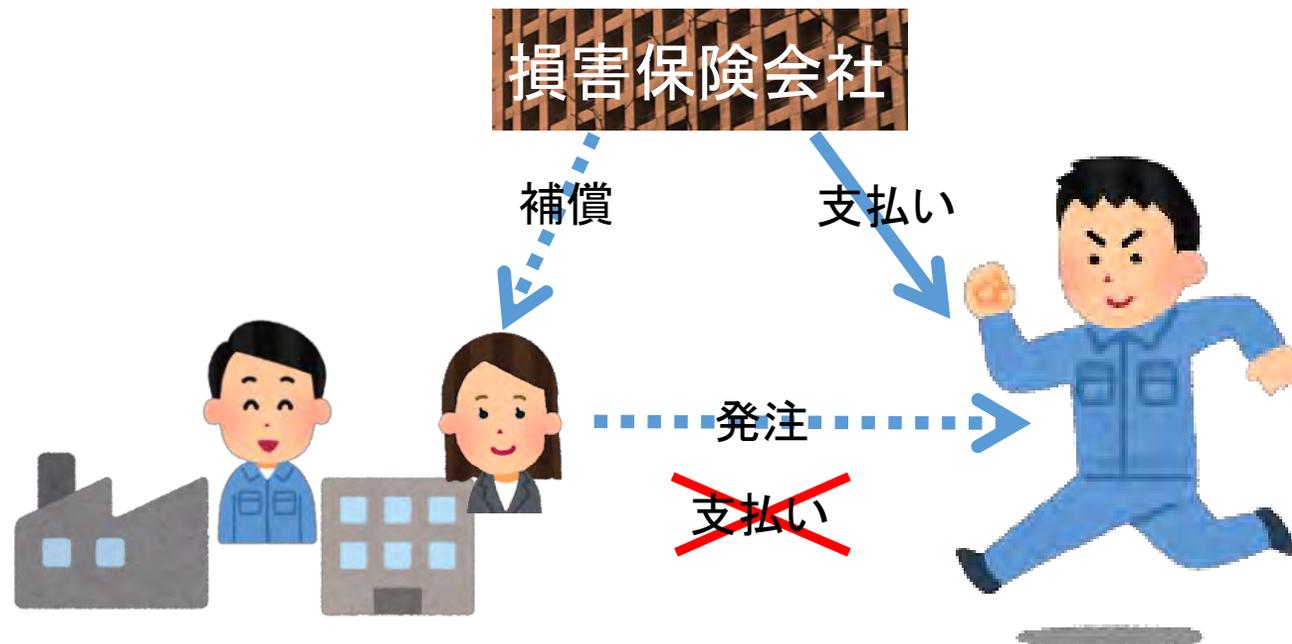
⑩所定のサイバーインシデント発生時(★★★メール通知)  
大阪商工会議所 顧客紹介契約締結先(近畿の約15事業者)  
お助け実働隊地域IT事業者が「駆け付け」&初動対応



# 補償(保険)

## ⑪ お助け実働隊地域IT事業者による「駆け付け(初動対応)」 に要した費用を損害保険会社が補償

- ・上限50,000円
- ・1回の保険責任期間(1年間)  
に1回利用可



# 情報提供

⑫サイバーセキュリティの**最新情報提供・セミナー**を実施

⑬**社員の意識向上**には、UTMとともに、**コレが必要**



【サイバーお助け隊】大阪商工会議所からの注意喚起メール(PayPayをかたるフィッシング)

【サイバーお助け隊】大阪商工会議所からの情報共有メール(IPAがテレワークシステムを無償開放)

【サイバーお助け隊】大阪商工会議所からの情報共有メール(持続化給付金:本日付け最新情報)

【サイバーお助け隊】大阪商工会議所からの情報共有メール(JNSAの「緊急事態宣言解除後のセキュリティ・チェックリスト」)



# どんなユーザー？

2019年度実証段階の声を含む

製造業(社員3人)

規模拡大に伴い、機器ごとの個別対策実施が煩雑になるため、出入口での一括対策が必要

製造販売業(社員100人)

クライアント数に対して利用料金が安価

建設業(社員12人)  
使い勝手がよい

サービス業(社員8人)

UTMでウイルスが検知され、相談窓口にご相談。その日のうちに駆け付け対応してもらい、ウイルスを駆除できた

卸売業(社員68人)

費用が高額でなく、実際に攻撃が週1回程あり、それを防いでいるため、利用を継続したい

製造業(社員6人)

今後ネットショップを開業予定。セキュリティを強化させたい。

製造業(社員17人)

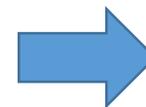
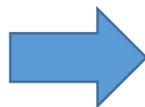
セキュリティ被害にあった場合、社内対応が不可能に近い。駆け付け対応を含む一次対応があるので助かります

# どんな申込方法？

公式Webサイトから 入力3分 & 押印申込書PDF送信5分

商工会議所 お助け隊

検索



※場合により、貴社に担当者がご説明におうかがいします。

お問合せ先：050-7105-6004(野田・中川)  
cybersecurity@osaka.cci.or.jp

# (参考) 下請振興基準の改正

「**下請振興基準**」(下請中小企業振興法第3条第1項に基づく)が**2020年1月31日に改正**され、

- ① **下請事業者の努力として必要なセキュリティ対策を行うこと、**
- ② **それに対する親事業者の協力としてセキュリティ対策の助言・支援を行うこと** が明記された。

(本改正をうけ、今後「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の改訂予定)

## 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」経済産業省 2020年1月31日改正

### 5) 情報化への積極的対応

- (1) **下請事業者は**、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、**必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応していくものとする。** ① 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善(業務のデジタル化推進を含む)、② 中小企業共通EDI(電子データ交換)などによる電子受発注、③ 電子的な決済等(インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用)
- (2) **親事業者は**、前号の下請事業者による取組の支援のため、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、**セキュリティ対策の助言・支援**及び国・地方自治体による情報化支援策の情報提供**等の協力を行うものとする。** また、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、次号の配慮を行いつつ、電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけていくとともに、自らも共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。